



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 102 2013年06月11日

台湾特許法（実用新案・意匠の規定を含む）の一部の改正について

今般、台湾特許法の一部（第32条、第41条、第97条、第116条及び第159条）が改正され2013年06月11日より施行することとなりました。
その改正条文を次のとおり、ご案内申し上げます。

記

改正条文	旧規定
第32条【特許と実用新案登録との二重出願】 同一の者が同一の考案について同日に個別に特許と実用新案登録を出願する場合は、その旨を出願と同時に個別に上申しなければならない、その特許出願の特許付与査定の前に実用新案権を取得しているときは、特許主務官庁は出願人に対して指定期間内にいずれか一つを選択するよう通知しなければならない、<u>出願人が個別に上申しなかったとき又は</u>期間内にいずれか一つを選択しなかったときは、特許を与えない。 2. 出願人は前項の規定により特許を選択	第32条【特許と実用新案登録との二重出願】 同一の者が同一の考案について同日に個別に特許と実用新案登録を出願し、その特許出願の特許付与査定の前に実用新案権を取得しているときは、特許主務官庁は出願人に対して指定期間内にいずれか一つを選択するよう通知しなければならない、期間内にいずれか一つを選択しなかったときは、特許を与えない。 2. 出願人は前項の規定により特許を選択

したときは、その実用新案権は特許の公告日に消滅したものとみなす。 3. 特許出願は査定前に、実用新案権が既に当然に消滅した又は無効が確定したときは、特許を受けることができない。	したときは、その実用新案権は始めからなかったものとみなす。 3. 特許出願は査定前に、実用新案権が既に当然に消滅した又は無効が確定したときは、特許を受けることができない。
第41条【出願早期公開の効果】 特許の出願人は、出願公開後において、かつて書面にて特許出願の内容を通知しその通知後且つ公告前に当該発明について引き続き商業上の実施をした者に対し、特許出願の公告後において、適当な補償金を請求することができる。 2. 明らかに特許出願が公開されたことを知っており、公告前に当該発明について引き続き商業上の実施をした者に対し、同様に前項の請求をすることができる。 3. 前二項に規定の請求権は、その他の権利の行使を妨げない。但し、本法第32条により個別に特許及び実用新案登録を出願し且つ実用新案登録を受けた場合は、(前二項に規定の)補償金の請求が実用新案権の行使(損害賠償)かどちらか一方を選択してそれを主張することができる。 4. 第1項、第2項の補償金請求権は、公告の日から2年以内に行使しない場合は消滅したものとみなす。	第41条【出願早期公開の効果】 特許の出願人は、出願公開後において、かつて書面にて特許出願の内容を通知しその通知後且つ公告前に当該発明について引き続き商業上の実施をした者に対し、特許出願の公告後において、適当な補償金を請求することができる。 2. 明らかに特許出願が公開されたことを知っており、公告前に当該発明について引き続き商業上の実施をした者に対し、同様に前項の請求をすることができる。 3. 前二項に規定の請求権は、その他の権利の行使を妨げない。 4. 前二項の補償金請求権は、公告の日から2年以内に行使しない場合は消滅したものとみなす。

第97条【損害額の評価】実 意 前条により損害賠償を請求するときは、次に掲げる各号のいずれか一つによりその損害を計算することができる。 ①民法第216条の規定による。但し、その損害を証明する証拠方法を提供できないときは、特許権者はその特許権を実施して通常得られたであろう利益と侵害後に同一の特許権を実施して得た利益との差額をもって受けた損害とすることができる。 ②侵害者が侵害行為で得た利益をもって受けた損害とすることができる。 ③当該特許の実施許諾により得られたであろう合理的な実施料を基に損害を計算することができる。 2. 前項の規定により、侵害行為が故意である場合、法院は被害者の請求により侵害状況に基づき損害額以上の賠償を斟酌決定することができる。但し、証明できた損害額の3倍を超えてはならない。	第97条【損害額の評価】実 意 前条により損害賠償を請求するときは、次に掲げる各号のいずれか一つによりその損害を計算することができる。 ①民法第216条の規定による。但し、その損害を証明する証拠方法を提供できないときは、特許権者はその特許権を実施して通常得られたであろう利益と侵害後に同一の特許権を実施して得た利益との差額をもって受けた損害とすることができる。 ②侵害者が侵害行為で得た利益をもって受けた損害とすることができる。 ③当該特許の実施許諾により得られたであろう実施料に相当する金額をもって受けた損害とすることができる。
第116条【実用新案技術評価書の提示】 実用新案権者は、実用新案権を行使するときは、実用新案技術評価書を提示しなければ警告を行ってはならない。	第116条【実用新案技術評価書の提示】 実用新案権者は、実用新案権を行使するときは、実用新案技術評価書を提示してから警告を行わなければならない。

第159条【施行日】 本法の施行日については、行政院がこれを定める。 2. <u>本法の2013年05月31日改正の条文は、公布の日から施行する。</u>	第159条【施行日】 本法の施行日については、行政院がこれを定める。
--	--

以上